

住居確保給付金(家賃補助) 申請時提出書類チェックリスト

※1～4は原本、5～9は写しをご提出ください。

番号	項目	チェック	
1	・生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (様式1-1)	<input type="checkbox"/>	
2	・住居確保給付金申請時確認書 (様式1-1A) ※求職番号を記載すること	<input type="checkbox"/>	
3	・相談受付・申込票	<input type="checkbox"/>	
4	【家主または不動産媒介業者等へ記入を依頼する書類】 ・住居喪失のおそれのある方 → 「入居住宅に関する状況通知書」 (様式2-2) ・住居喪失された方 → 「入居予定住宅に関する状況通知書」 (様式2-1) ※月額家賃には、共益費等を含めないこと	<input type="checkbox"/>	
5	・本人確認資料 ※顔写真のない場合は2つ必要 運転免許証(両面)、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本 等 ※賃貸契約書上の住所と同じ住所のもの	<input type="checkbox"/>	
	被雇用者(会社員・派遣)等の場合	自営業・フリーランス等の場合	
6 【該当の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・離職を証する書類※下記のいずれか1つ (雇用保険関係) 「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険受給資格者証」 (雇用者が交付する文書) 「退職辞令」、「雇用保険被保険者資格喪失届」、「離職証明書」、「解雇通知書」 (公共職業安定所の登録確認書類) ハローワーク受付票 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業を証する書類※下記のいずれか1つ 「廃業届」、「その他廃業したことを証明できる書類」 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の都合によらず就業機会が減少し離職・廃業と同程度にある状況を証する書類 「雇用主からの休業を命じる書類やメールやホームページ」、「シフト表(減少する前後)」、「請負契約等のキャンセルが分かる資料」等 ◎書類の提出が困難な場合は、就業機会の減少に関する申立書(参考様式5-2) 		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・収入関係書類(世帯全員分) ①給与明細書、賃金明細書 ※減収前と減収後がわかるもの(目安は直近3ヶ月分) ※総収入額から交通費のみ控除し、収入として月額算定 ②給与明細等用意できない場合、預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入関係書類(世帯全員分) ①報酬明細書、売上票等帳簿、確定申告書 ②営業状況が分かる書類 (法人登記簿、開業届、営業許可書、雇用契約書、取引契約書等) ※経費を控除後の金額を収入として月額算定 ※減収前と減収後がわかるもの(目安は直近3ヶ月分) ◎減収状況の証明が困難な場合は、住居確保給付金に係る収支状況表(参考様式) 	<input type="checkbox"/>
	<p style="text-align: center;">上記に加え、下記給付を受けている方</p> <p style="text-align: center;">【年金受給中の場合】 「年金振込通知書(はがき)」 ※介護保険料等を控除する前の金額(1月あたり)を収入として算定</p> <p style="text-align: center;">【失業給付受給中の場合】 「雇用保険受給資格者証」 【その他の定期的な公的給付受給中の場合】 「各種支給決定通知書」、「当該収入の振込の記帳」等</p>		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・資産関係書類(世帯全員分) 所有する口座の預金通帳、債券、株式、投資信託、暗号資産の残高証明 (通帳の場合は、表紙と裏表紙、直近3ヵ月分の取引明細部分の写し) ※ネットバンクも同様、取引内容が確認できる画面等を印刷したもの ※直近で記帳すること ※おまとめ記帳は、その明細が分かるものを追加 		<input type="checkbox"/>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書 ※契約期間中のもの ※住居を喪失している場合は、賃貸借契約後、住居確保報告書(様式5)とともに速やかに提出 		<input type="checkbox"/>